

給与の減額支給に関する再質問への回答

(職員組合8月28日付文書質問事項)

Q1. 前回の質問(Q1-A1、Q2-A2)では、職員に対する十分な説明がなされたこと、社会的要請、他大学の動向などを根拠に賃下げが合理的な措置であることを主張されておられます。しかしながら、説明会について、全職員が出席できるなんらの配慮も行われなかったこと、狭い会場設定なため入りきれずに帰った職員もいたこと、また説明が不十分で同意できないとの署名が340以上も集まったことをどのように考えておるのでしょうか。また、他大学では様々な緩和措置、代償措置が提案されている、また賃下げ実施に至るまで、団体交渉を何回も行い、少なくとも対立点が共有されるようになるまで議論を尽くしているのに対して、岐阜大学では団体交渉の申し入れが2ヵ月も放置されているのを、どのように考えておられるのでしょうか。

A1. これまでに、平成24年6月6日付で本学職員向けホームページに「給与の減額支給について」学長の声明を掲載して、全職員への周知を図った。

6月21日に実施した「給与の減額支給に関する説明会」においては、今般の「職員給与規則の一部改正」について資料を配付するとともに、学長及び担当理事から直接職員に対して説明を行った。

また、貴組合へは、5月25日及び6月13日に説明を行い、「臨時特例による給与支給モデル」についてもお示ししたところである。

今回の「職員給与規則の一部改正」については、岐阜労働基準監督署に提出し、受理されており適正な手続きを経たものと認識している。

なお、「説明が不十分で同意できないとの署名が340以上も集まったこと」については不知である。

Q 2. 私たちは、病院関係者が今回の賃下げ対象にならなかったことについては、看護師などの切実な要求を考えて、病院の経営努力により、このような措置を実施されたことを前向きに評価したいと思います。しかしながら、この措置が病院外の職員の犠牲の上になされているとすると、必ずしも納得できない面があります。幸いにして、前回のQ 4 - A 4で回答いただいたところによれば、「大学病院の収益分を充てて対応することを基本に考えている」とあります。「基本に」という言葉は曖昧な部分を含んでいますが、病院部分での赤字を病院外の削減分で埋めることはしないということとして了解してよろしいでしょうか。

上記に関連して、大学改革促進係数について質問です。第一期中期計画では、大学△1% 附属病院△2%（交付金を受け取っている場合）であったものが、第二期中期計画では附属病院のない大学△1%、黒字の附属病院がある場合△1.3%、赤字の附属病院がある大学△1.6%となっています。現在岐阜大学附属病院は附属病院運営交付金として毎年約20億円を受け取っているため、大学全体が△1.6%の適用を受けています。つまり、岐阜大学は、「附属病院運営費交付金」の措置を受けるために、「一般運営費交付金」に対しても通例より高い削減率が課されています。そうだとすれば、附属病院の経営は全学的な努力に支えられているのであり、それをういた賃下げ幅の圧縮は、附属病院以外の職員にも適用されるべきと私たちは考えますが、この点についての大学執行部の考えをお聞かせください。

Q 3. 前回のQ 7 - A 7では、「今回の減額措置は、国家公務員の給与の減額支給措置に準じて、人件費からの削減が要請されている」と回答されており、賃下げの原資の有無にかかわらず、社会的要請として減額措置を行ったように受け取れる回答になっています。しかしながら、聞くところでは（Q 3 - A 3）、政府からの減額支給の要請は病院も除外されていないとのこと。病院については経営努力により減額措置を免除することが可能、ということと、A 7の回答とは、どのように整合するものなのでしょうか。

病院外についても、経営努力により一定の原資が確保できる場合には、減額措置の免除、もしくは減額幅の圧縮が可能と理解してよろしいでしょうか。

A 2 及び A 3.

大学経営においては、附属病院も含めて、社会情勢の変化に応じて、種々の対応が必要となる。今回、極めて高度な経営判断として、「附属病院の職員を対象除外とし、大学病院の収益分を充てて対応する」とこととした。

これは、附属病院が、岐阜大学全体の中に含まれている組織であり、全学的な努力によって支えられている面もある一方で、附属病院が地域医療の重要な役割を果たし、診療報酬の確保のための7対1看護等の崩壊を未然に防がなければ本学の病院運営のみならず大学の存続に多大な支障をきたすことから、附属病院の職員を除外の対象とした。

また、減額支給額の圧縮については、国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額が運営費交付金から削減されることを踏まえれば、減額支給実施前の本年4月から6月分までの給与及びボーナス分に係る削減額を大学経費で賄う必要があるため財源としては極めて厳しい状況である。

今後、補正予算等により運営費交付金の削減額が確定し、その額が給与の削減額を下回った場合は、職員への還元を検討する。

Q 4. 今回の減額支給で生じる剰余金の今年度の試算金額について開示していただきたい。具体的には、病院とそれ以外とを切り分ける形で、当初予算での人件費見積もり、今回の減額支給の結果を受けての人件費見積もり、また予想剰余金のうち減額支給によるもの、それ以外の理由（定員の不補充など）によるものなど、わかりやすい形に整理して、提供していただきたい。また、上記の積算根拠を明らかにするための、予算資料を併せて提供していただきたい。

A 4. 給与削減相当額が運営交付金から削減されることから、今回の減額支給措置によって「剰余金」といわれるようなものは生じないと考える。

したがって、予想剰余金なるものの積算根拠、予算資料等も存在しないため、提供することはできない。